

## 動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第4回）

### 議事概要

1. 日時 令和元年8月30日(金) 午後2時30分～4時30分

2. 場所 TKP新橋カンファレンスセンター ホール11A

3. 出席者

座長	武内 ゆかり	東京大学大学院教授
委員	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	八ヶ岳中央農業実践大学校畜産部長
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学准教授

事務局	白石 隆夫	環境省大臣官房審議官
	庄子 真憲	環境省自然環境局総務課課長
	長田 啓	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	松本 英昭	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	佐藤 知生	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室係長

4. 議事概要

審議官の挨拶の後、座長の進行により、議事（1）（2）（3）について検討が行われた。

#### （1）海外の基準及び論文調査について

- 事務局より「資料1-1 第3回までの結果」、資料1-2 動物愛護管理法の改正概要」について説明した。

#### （2）今後の検討スケジュールについて

- 事務局より「資料2 今後のスケジュール案」について説明した後、以下の質問・意見等があった。
- 今回の資料には海外調査の結果は入っていないのか。（委員）
- 具体的な資料はないが、資料3において、参考情報として一部を抽出した記述がある。また、今年の10月から11月にかけて、海外調査を予定している。対象はイ

ギリスとフランスで、イギリスは、前回調査時は施行されたばかりで把握できなかったイングランド地方の規制（2018年）の運用状況の確認、フランスは、前回調査で訪問できなかった相手先の調査を予定している。（事務局）

- 参考資料3の検討対象範囲には、登録基準が含まれている。我々は科学者として検討会に参加しており、遵守基準ならデータに基づいて提言できるが、登録基準まで検討するのか。（委員）
- 登録基準の中にも、照明設備、排水設備、消毒、動物の死体の一時保管所等、遵守基準に関わる施行時の省令に関係するものがあるため、場合によってはこちらにも視野に入れた整理が必要と考えている。ただし、検討の中心は、遵守基準である。（事務局）

### （3）適正な飼養管理の基準の具体化に係る検討事項について

- 事務局より「資料3-1 自治体ヒアリング結果」「資料3-2 適正な飼養管理の基準の具体化に係る検討の方針について」「資料3-3 現行法における第一種動物取扱業者の遵守基準(改正法での項目による整理)」について説明した後、以下の質問・意見等があった。
- 資料3-1で、ヒアリングの対象となった自治体名をご教示いただきたい。また、飼養管理基準の上乗せ基準を設けている自治体が全国で6自治体なのか、ほかにも上乗せ基準を設けている自治体がある中で、そのうちの6自治体にヒアリングしたのか、ご教示いただきたい。自治体の区分や地域によって主たる課題が異なり、また、管理に係る人的な負担を考慮すると、自治体職員が実際に対応できる部分とできない部分があるため、実効性という観点では、そこが課題になる。上乗せ基準がある自治体には対応する余裕があると思われるため、具体的な自治体名が難しい場合は、地域や自治体の区分だけでもご教示いただきたい。（委員）
- 6自治体のうち、上乗せ基準があるのは5自治体であり、全国で見ても5自治体である。内訳は、都道府県2、政令市2、中核市1である。具体的な自治体名は控えさせていただくが、どの規定がどの区分の自治体で設けられているかはお伝えできる。（事務局）
- 施設の構造及び規模と、動物の管理の方法については、都道府県、政令市、中核市で基準が設けられており、犬猫の輸送については、都道府県で基準が設けられている。（事務局）
- 資料3-1には、温度管理と輸送についての運用状況は書かれているが、それ以外の事項に関する運用状況は書かれていないので、わかる範囲でご教示いただきたい。（委員）
- 上乗せ基準を設けている自治体において、上乗せ基準の内容は、現場での管理が求められており、かつ実効性があり実際に機能していると聞いている。担当が代

わっても継続的に対応でき、また事業所の継続性もしっかりとチェックしていくという点で効果がみられる自治体を挙げている。また、実効性という観点では、「消毒薬を備えた手洗い設備の設置」や「隔離するための施設または設備の設置」のように、現場に入った時に目で見てわかりやすい基準が設けられている。（事務局）

- 基準の具体化に係る検討の方針について、基本的には、厳しく管理するのではなく、自治体が現実的に運用できるような基準を検討することが目的で、現時点では幅広く項目を挙げるものの、それぞれを検討して、対応が難しいと判断されるものは候補から外していくという認識でよいか。（委員）
- ご認識のとおりである。（事務局）
- 非常に大事だが、一方で非常に難しいのが、資料3-2の6.にある繁殖に関する基準であろう。英仏の基準が参考情報として記載されているが、例えばオーストラリアやニュージーランドには繁殖者に関する規定があり、北欧でも、おそらくケネルクラブが基準を持っている。国が規定すべきものかどうかは別としても、参考情報はもう少し必要ではないか。（委員）
- 畜産の基準の基本的な視点は、まず難産が起こらないかどうかである。また、分娩すると代謝が大きく変わるため、代謝病が起こらないような栄養管理、ボディコンディショニングに注意する。それ以外では、苦痛の制御である。（委員）
- 繁殖の基準は非常に難しい。犬なら、大型犬と小型犬で出産頭数も異なり、科学的根拠があるわけではないが多頭を出産するほうが母体に影響が出やすいため、一概に回数を規定することはできない。ケネルクラブもそうだろうが、特に使役犬を扱っている人たちは、そのような情報を気にしながら活動していると思われるため、そこから情報の提供を受け、参考にすることは考えられる。（委員）
- 現時点では幅広く項目を挙げるなら、繁殖関連の規定になるかどうかはわからないが、遺伝子検査について検討してもよいのではないか。日本で特定の犬種で保有率が上昇傾向にある遺伝病がある。義務化は難しいが、客観的に把握できるものなので、わかりやすいかもしれない。（委員）
- ケージの大きさも一律に決めるのは難しいが、ケージの構造の中でも、床材については、使うべきではない素材、動物が快適に過ごせない素材があると思われるため、項目に加えてもよいのではないか。（委員）
- 基準は、基本的には全国一律でよいと思うが、環境面では、温度や日照時間が地域によって異なるため、全国一律には規定できないのではないか。（委員）
- 畜産では、産熱が起こらず、通常の状態を維持できる「適温域」が概ね決まっている。適温域はどの動物にもあると思われるので、その範囲を意識し、加えて動物の反応（過呼吸、震え等）を見れば、環境を評価できるのではないか。（委員）

- 動物虐待の分野には、タフツ大学のアニマルケア&コンディションスコアのように、飼養環境を評価するための基準がある。それらを参考にしながら、大まかなスコアシステムのような指標を検討できるのではないか。（委員）
- 犬種による差異の指摘があったが、繁殖、展示、販売等、目的によっても管理の仕方が異なる可能性がある。（委員）
- ケージの大きさだけでなく、異種動物を同時に保管する場合の配置への配慮も重要ではないか。（委員）
- 具体的な基準を決める目的は、動物にできるだけよい環境を提供することだが、厳格にしすぎると、動物の価格が上昇する可能性がある。動物取扱業者が素晴らしい環境を実現して、かつ供給ができるのかという点にも留意する必要があるのではないか。以前の法改正の際も、基準が厳しくなったことで、対応できない事業者が廃業したり、それによって動物が放置や譲渡されて、ひどい状態で飼われたりということが起こった。また、価格が上昇することで動物を飼う人が減れば、動物を飼うことや動物と接することが難しくなり、それも動物愛護から遠ざかることになる。基準が結局動物のためにならないようでは意味がない。（委員）
- 資料3-2の「基本的な視点」の最初に、「動物の健康・安全の保持」とあるが、動物業界全般として、「健康」の捉え方が「病気ではない」という体の状態に偏っているのではないか。今回は、心も含めた「心身の健康」という捉え方でよいのか。病気やケガだけでなく、行動の自由や、ストレスのない状態を、可能な限り実現することが必要ではないか。（委員）
- 資料3-2の「5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項」には、「過度の苦痛を与えることがないよう」とあるが、この表現に根拠はあるか。また、動物福祉が損なわれている状態と、繁殖等、動物を利用することとのバランスをどのように取るかは、大事な問題である。（委員）
- 検討は、アニマルベースメジャーの基本的な考え方という共通認識のもとに行われることを前提としているが、身体だけではなく、心身両面への配慮が必要であることをより意識して、省令に反映していく必要があると認識している。（事務局）
- 「過度の苦痛を与えることがないよう」という表現は、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」に記載がある。また、委員からご指摘があった異種動物の展示にも関係してくるため、上記基準の解説も参照して、根拠づけをしていくことになる。（事務局）
- 基準を定めることと、流通や販売価格との関係は、基本的には間接的な影響はあるにせよ、本来の目的である動物の健康・安全、生活環境被害の防止の観点から妥当と思われるものは、明確化して、適切に運用することが、法律の要請であると理解している。（事務局）

- 心身の「心」の面については、飼養管理の基準を考えていくうえで当然考慮しなければならないし、具体的な業規制という形で、取消や罰則の対象として位置付ける場合と、より良い管理を目指す場合に方向性のガイドラインとして位置付ける場合のどちらにすべきかは、個別の内容に応じて冷静に判断する必要もあると考えている。取消や罰則の対象となる基準については、根拠が示されることが、自治体が事業者を指導する場合に重要である。（事務局）
- ストレスについても、科学的知見がある程度蓄積されているものについては、できるだけ活用していきたいと考えている。（事務局）
- 畜産について、OIE 動物福祉規約は、動物福祉を「身体的及び心理的状态」と定義し、心理面を含んでいる。182 か国がその定義を承認している。OIE 規約は畜産動物に限定されるものではなく、今後は家庭動物の規約も策定すると予想されることから、OIE の定義に沿うことが国際的に見ても望ましいのではないか。（委員）
- 畜産でも基準の導入によって価格は上昇する。欧州では増加したコストを補助金によって補てんし、米国は生産者が自助努力で負担する。コスト負担の問題はあるが、本検討会で最低基準を議論するときに経済性を考慮する必要はないだろう。（委員）
- 畜産動物で考える場合、OIE の基準では、ケージの最低サイズは、頭がつかえない、横になっても足を伸ばして収容できる大きさである。体が収容し、回転させられるかが最低限求められる。構造的には動物が損傷しない床材にする、悪天候から庇護される、重ねたときに下の動物が糞尿に汚染されないことなどが求められる。従業員については、必ず正式な教育を受けたものがいなければならないとされる。正式な教育を受けた者とは、公的な講習を受講し認定された者を指す。（委員）
- 環境管理に関しては、動物の状態で判断する。すべての動物に熱的中性域があり、その範囲内で飼わなければならない。風速や日照なども熱に影響するが、全てをチェックしなければならないため、動物の状態で判断するということである。動物の疾病について、畜産では家畜伝染病予防法により飼養衛生管理基準が定められており、管理区域における消毒方法が規定されている。（委員）
- 輸送については、家畜は輸送時間が 8 時間を超えるとストレスホルモンが急上昇するため、8 時間以内で輸送するか超える場合は休憩させなければならない。輸送ケージは、全頭が重なることなくしっかりと収容できるサイズにしなければならない。輸送に当たっては、雄と雌を一緒にしない、喧嘩が激しい個体とそうでない個体を一緒にしない、同程度のサイズの個体を一緒にする、異種動物を一緒にしないなどと規定されている。（委員）
- 畜産分野は基準づくりが進んでおり、参考になる。（委員）

- 馬の輸送方法は厳格に定められている。特に競走馬は長距離輸送するため、規定があるだろう。(委員)
- 従来、近距離輸送が主であったため犬猫の輸送に関する規定はほとんどないが、現在では航空輸送も一般的になった。米国では、アメリカは短頭種を飛行機に乗せてはいけない等、詳細な規定がある。米国と同等の基準を日本に導入する必要は必ずしもないが、何かしら根拠があって米国では基準がつくられているだろうから、海外の基準を調査してみるとよいのではないか。(委員)
- 米国では連邦法ではなく州法や郡法が輸送基準を定めていると考えられる。たとえばカリフォルニア州では犬猫輸送時に換気システムの設置が義務付けられていたと記憶している。(委員)
- 米国では訴訟対策として安全域を確保したルールを設けていると想定される。航空会社に輸送の規定を照会してはどうか。(委員)
- 検討会終了後、期間を設けて、メール等で委員から資料 3-2 を中心に調査の観点に関する意見を収集してほしい。(委員)

#### (4) その他

- 次回検討会は、12月頃の開催を目標に、準備を進めていく。(事務局)

以上